

## 小金井教会幼稚園に係る特定教育・保育施設の確認について

## 1 概要

小金井教会幼稚園について、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第41条に基づく特定教育・保育施設としての確認を行った。本確認により、子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園として、利用者は子どものための教育・保育給付認定を取得したうえで施設を利用することとなる。また、当該施設の財政面においては、法第27条に規定される施設型給付費の交付を市から受けることとなる。

## 2 施設名称

日本基督教団小金井教会幼稚園（運営法人：宗教法人日本基督教団小金井教会）

## 3 施設所在地

東京都小金井市本町二丁目10番10号

## 4 施設開設年月日

昭和25年5月3日

## 5 利用定員

3歳	4歳	5歳	合計
15人	15人	15人	45人

## 6 特定教育・保育施設としての事業開始日

令和5年4月1日